

かどま地域通貨蓮利用約款

(趣旨)

第1条 この約款は、特定非営利活動法人あいまち門真ステーション（以下「あいまち門真」といいます。）が発行する地域通貨「蓮」の使用について規定するものとします。

(会員の構成)

第2条 蓮を使用する会員は次のとおりとします。

- (1) 利用会員 手助けサービスを受けたことに対して「蓮」でお礼をする会員をいいます。
- (2) 活動会員 利用会員への手助けサービスを提供し、そのお礼を「蓮」で受け取る法人・団体会員をいいます。
- (3) 加盟会員 発行主体と「蓮」の取扱いについての契約を締結し、「蓮」を商品・サービスの対価として受け取る会員をいいます。ただし、風俗営業法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する「風俗営業」に該当する店を営業するものは、加盟会員となることができません。
- (4) 流通協力会員 「蓮」の流通に協力する会員をいいます。
- (5) 賛助会員 「蓮」の発行の目的に賛同し、運営に協力する会員をいいます。

(「蓮」を使用できる場合)

第3条 次の場合に「蓮」を使用することができます。

- (1) 利用会員は、活動会員等が提供する手助けサービスのお礼として「蓮」を使用することができます。
- (2) 「蓮」を所持している人は、1蓮を1円と換算して、加盟会員の提供する商品及びサービスの代金として使用することができます。
- (3) 前項の代金として使用する場合、日本円でのおつりはできません。

(「蓮」を使用できない場合)

第4条 次に該当する場合には、「蓮」を使用することができません。

- (1) 「蓮」が偽造、変造されたものであるとき。
- (2) 会員が「蓮」を違法に取得したとき、又は違法に取得された「蓮」であることを知りながら、若しくは知ることができる状況で取得したとき。
- (3) 「蓮」の券面の3分の1以上が滅失しているとき。
- (4) 「蓮」の券面のフォログラム(500蓮)が滅失しているとき。
- (5) 「蓮」の発行者印が押印されていないとき。

(発行者の事由により蓮を使用できない場合)

第5条 次の事由があいまち門真に生じた場合には、蓮を使用することができないことがあります。

- (1) 破産又は特別清算開始等の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、その他支払いの停止があったとき。
- (3) 重要な財産に対する仮差押、保全差押又は差押の命令若しくは通知があったとき。
- (4) 天変地変その他の理由により運営を停止したとき。
- (5) 「蓮」の発行及び取扱いに関する約款に対する違反又は不履行があったとき、又は当該契約が終了したとき。
- (6) 前号までのほか信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき。

(「蓮」の未使用残高の保全措置)

第6条 あいまち門真は、前条の事由が生じ、「蓮」が使用できなくなった場合、「蓮」所持者の保護を図るため、利用会員及び流通協力会員に蓮を発行した際の受領額から加盟会員に換金した額を除いた額（以下「未使用残高」といいます。）を現金（円）で保管するとともに、保管方法などの保全措置については、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の規定に基づくものとします。

(「蓮」を再交付する場合)

第7条 第4条に該当する場合を除き、汚れや滅失、署名欄の不足などにより署名ができなくなった「蓮」については、あいまち門真から再交付を受けることができます。

(「蓮」を使用して購入した商品・サービス等に問題が生じた場合)

第8条 商品又はサービスの代金として「蓮」を使用した際に、返品や瑕疵などの問題が生じた場合は、「蓮」を使用した者と加盟会員との間で問題を解決するものとし、あいまち門真は一切の責任を負いません。

(「蓮」の現金（円）への引換えと引換え方法)

第9条 会員は、「蓮」を現金（円）に引き換えるようあいまち門真に請求することはできません。ただし、加盟会員は、あいまち門真に請求して現金（円）と引き換えることができます。

(「蓮」の取扱いを変更する場合)

第10条 この約款を変更する場合は、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとします。

附 則

この約款は、平成22年11月1日から施行する。

平成25年 5月14日から施行する。